

令和5年8月17日  
港湾空港局総務課

### 第三セクターの経営情報について

報告対象団体		ひびき灘開発株式会社
会社概要	会社の事業概要	(1) 廃棄物、浚渫土砂等の埋立処分 (2) 土地の造成、管理、分譲及び賃貸 (3) 倉庫等港湾関連施設の建設、管理運営及び賃貸 (4) 臨海地域開発促進に必要な諸施設の建設及び管理運営 (5) 公害防除のための施設の建設及び管理運営 公共施設の管理運営
	資本金額	1,365,500 千円
	本市の出資額	670,000 千円
	本市の出資割合	49.1 %
	従業員数	45 人
営業報告の要点		<p>廃棄物処理収入は、3,324,788 千円（前期比+5.4%）となった。 当期の総売上高は、3,606,508 千円（前期比△3.3%）となった。 費用面では、 売上原価の合計は、2,061,462 千円（前期比△6.3%）となった。</p>
収支状況の要点	当期純利益	990,861 千円
	前年度との比較	<p>○営業利益は、1,189,353 千円で、 前期比 23,954 千円（△2.0%）の減益となった。 ○経常利益は、1,200,677 千円で、 前期比 25,089 千円（△2.0%）の減益となった。 ○特別利益は、161,972 千円で、純増となった。 ○当期純利益は、990,861 千円で、 前期比 124,597 千円（+14.4%）の増益となった。</p>
	その他 (剰余金・欠損金、設備投資、資金調達など)	<p>○当期の設備投資で主なものは次のとおり。 ・本社建築工事及び外構工事 ○新規資金調達 なし</p>
繰越利益剰余金		10,313,964 千円
株主総会 (令和5年6月30日開催)	監査報告	<p>会計監査人及び監査役2名が監査を実施した結果、適法かつ正確であった。</p> <p>(1) 報告事項 ○第51期（令和4年4月1日～令和5年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件並びに会計監査人及び監査役会の監査結果報告の件 ○会計監査人1名再任に関する件</p>
	議案	<p>(2) 決議事項 ○第1号議案 取締役11名選任に関する件</p>

（令和5年3月31日現在）

[第51回定時株主総会提供書類]

## 第51期 報 告 書

〔自 令和 4年 4月 1日〕  
〔至 令和 5年 3月31日〕

事 業 報 告  
計 算 書 類

〔貸 借 対 照 表〕  
〔損 益 計 算 書〕  
〔株 主 資 本 等 変 動 計 算 書〕  
〔個 別 注 記 表〕

会 計 監 査 人 監 査 報 告 書 謄 本  
監 査 役 会 監 査 報 告 書 謄 本

ひびき灘開発株式会社  
代表取締役 古川 義彦

第 51 期

事 業 報 告

令和 4年4月 1日から  
令和 5年3月31日まで

ひびき灘開発株式会社  
代表取締役 古川 義彦

# 事業報告

自 令和 4年4月 1日  
至 令和 5年3月31日

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつあるなか、緩やかな持ち直しが続いているものの、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による世界的な資源価格の高騰や為替相場的大幅な変動による影響など、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

また、日本銀行北九州支店の金融経済概況においても、北九州地区の経済は緩やかに回復しており、当社経営に影響を及ぼす生産動向についても緩やかな回復基調が続き、直近では横ばい圏内の動きとなっています。

こうした状況のなか、当社の廃棄物処理事業につきましては、排出事業者の更なる再資源化の推進により産業廃棄物の搬入量は漸減傾向であるものの、大口排出事業者への営業活動を通してスポット産業廃棄物の計画的な受入に努めたことなどにより、前期を上回る搬入量を確保しました。

当期の搬入量は、産業廃棄物・土砂をあわせた自社部門の合計が 331 千トンで、前期より 37 千トン（13%）増加しました。同じく受託部門の合計は、205 千トンで、前期より 18 千トン（10%）増加しました。全体では 536 千トンを受入れ、前期より 55 千トン（12%）増加しました。この結果、廃棄物処理収入の合計は、33 億 24 百万円となり、前期より 1 億 71 百万円（5%）増加しました。

土地分譲につきましては、当期は 3,800 平方メートルの分譲契約が成立し 83 百万円の売却収入をあげることができたものの、前期に大型の土地分譲があったことから 3 億 11 百万円（79%）減少となりました。

また、その他事業収入につきましては、太陽光発電事業の売電収入が 1 億 6 百万円、R 1 号倉庫の賃貸収入が 19 百万円、土地賃貸収入が 71 百万円となり、その合計は 1 億 98 百万円となり、前期より 17 百万円（10%）増加しました。

以上により、売上高の合計は 36 億 6 百万円となり、前期に比べ 1 億 22 百万円（3%）減少しました。

費用面では、産業廃棄物の搬入量増加に伴う埋立費用の増加があったものの、前期の土地分譲に伴う販売用土地売上原価が大きかったことから、売上原価は前期より 1 億 38 百万円（6%）減少しました。

以上の結果、経常利益は 12 億円となり、前期より 25 百万円（2%）減少しました。

当期純利益は、自社利用地の売却等による特別利益 1 億 61 百万円を計上したことにより 9 億 90 百万円となり、前期より 1 億 24 百万円（14%）増加し、前期比において減収増益となりました。

区 分		搬 入 量 (トン)			金 額 (千円)			
		第 50 期	第 51 期	前期比	第 50 期	第 51 期	前期比	
廃棄物処理収入	自 社	産業廃棄物	243,206	236,322	-3%	2,018,527	1,999,216	-1%
		土 砂	51,159	95,087	+86%	58,471	97,699	+67%
		計	294,365	331,410	+13%	2,076,998	2,096,916	+1%
	受 託	産業廃棄物	120,447	146,390	+22%	879,356	1,072,551	+22%
		土 砂	8,197	1,023	-88%	33,407	4,144	-88%
		一般廃棄物	57,949	58,005	0%	163,993	151,176	-8%
		計	186,593	205,419	+10%	1,076,757	1,227,872	+14%
	合 計		480,958	536,829	+12%	3,153,755	3,324,788	+5%
販売用土地売上高		—	—	—	394,592	83,439	-79%	
その他事業収入		—	—	—	180,487	198,281	+10%	
売 上 高 合 計		—	—	—	3,728,835	3,606,508	-3%	

自社の土砂搬入量には無料分（第50期は7,208トン、第51期は616トン）は含んでおりません。

なお、響灘西部3号地高上事業の当期末までの埋立進捗状況は、計画容量4,742千㎡の21%（3号地全体計画容量8,418千㎡に対し55%）となっております。

#### (2) 設備投資等の状況

当期中において実施した設備投資等の主なものは次のとおりであります。

本社建築工事及び外構工事	238,060千円
J P境界フェンス設置工事	29,635千円

#### (3) 資金調達の状況

必要資金は全額を自己資金により賄いました。

#### (4) 対処すべき課題

＜ 2023年度から始まる新たな中期経営計画の目標達成に向け ＞

- ・ J P響灘3号地共同埋立事業において、当社の有する廃棄物処分事業のノウハウを最大限に活かし、計画的な廃棄物搬入量の確保に努め、円滑な処分場運営を確立します。
- ・ 北九州市と連携を図りながら、ひびきCTの直背後地に位置する当社用地に、港湾関連事業者等を中心とした企業誘致を図り、土地の利活用推進につなげていきます。
- ・ 課題解決に向け主体的に判断し行動できる人材を育成し、社会の要請にも応えることができる産業廃棄物処分量に精通したプロ集団を形成していきます。
- ・ 安全安心な事業運営を強化し、強靱で長期安定的な財務体質を形成します。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	第48期	第49期	第50期	第51期
売上高(千円)	4,303,087	2,914,548	3,728,835	3,606,508
経常利益(千円)	1,888,487	827,563	1,225,766	1,200,677
当期純利益(千円)	1,394,576	677,803	866,264	990,861
一株当たり当期純利益(円)	510.64	248.18	317.19	362.82
純資産(千円)	13,909,207	14,587,595	15,451,825	16,436,881
総資産(千円)	15,532,515	15,499,189	16,579,527	17,463,803

(6) 主要な事業内容

響灘地区における廃棄物処理事業

響灘地区における土地の造成分譲事業

(7) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	北九州市若松区
響 灘 事 業 所	北九州市若松区
日 明 事 業 所	北九州市小倉北区

(8) 従業員の状況

区 分	従業員数	対前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
男 子	31名	3名減	51.1歳	14.3年
女 子	14名	1名増	44.9歳	5.5年
計又は平均	45名	2名減	49.2歳	12.0年

(注) 上記の従業員数には嘱託21名が含まれております。

(9) 主要な借入先及び借入額

記載すべき該当事項はありません。

## 2. 株式会社の株式に関する事項

### (1) 発行済株式の総数

2,731千株

### (2) 当期末株主数

12名

### (3) 大株主の状況

株主名	持株数	議決権比率
北九州市	1,340千株	49.06%
福岡県	55	2.01
日本製鉄(株)	322	11.79
AGC(株)	161	5.89
三菱ケミカル(株)	161	5.89
電源開発(株)	161	5.89
日本コークス工業(株)	161	5.89
出光興産(株)	161	5.89
日産自動車(株)	161	5.89
黒崎播磨(株)	24	0.87
(株)みずほ銀行	12	0.43
(株)福岡銀行	12	0.43

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

役 職	担当または主な兼職状況	氏 名
代表取締役社長		古 川 義 彦
代表取締役専務		岩 見 一 朗
常 務 取 締 役	事業部担当	中 村 健 一
取 締 役	北九州市港湾空港局長	佐 溝 圭 太 郎
取 締 役	北九州市環境局長	柴 田 泰 平
取 締 役	日本製鉄(株)九州製鉄所 総務部長	水 野 達 哉
取 締 役	A G C(株)北九州事業所 所長代理	川 原 直 幸
取 締 役	三菱ケミカル(株)福岡事業所 企画管理部長	石 川 裕 之
取 締 役	電源開発(株)若松総合事業所長代理 兼 若松研究所長代理	吉 田 州 伸
取 締 役	日本コークス工業(株)コークス事業部 北九州事業所 副所長	山 南 辰 己
常 勤 監 査 役		横 山 耕 一
監 査 役	(株)福岡銀行北九州本部 副本部長	西 村 栄 一
監 査 役	(株)みずほ銀行北九州支店 公金部長	吉 川 武 博

(注1) 監査役3名は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注2) 取締役石田晃一氏は、令和4年6月28日の第50回株主総会において辞任し、同日、取締役中村健一氏、柴田泰平氏、石川裕之氏の3名が新たに取締役に選任され、柴田泰平氏、石川裕之氏の2名は同日就任いたしました。

(注3) 監査役鈴木久司氏は、令和4年6月28日の第50回株主総会において辞任し、同日、西村栄一氏が新たに監査役に選任され就任いたしました。

(注4) 常務取締役荒牧滋美氏、取締役辻誠治氏の2名は、令和4年6月30日辞任により退任いたしました。

(注5) 令和4年7月1日の取締役会（書面決議）において、取締役中村健一氏が常務取締役に選定され就任いたしました。

(注6) 令和4年7月12日の臨時株主総会（書面決議）において、佐溝圭太郎氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。

(注7) 監査役西村直喜氏は、令和4年10月11日の臨時株主総会（書面決議）において辞任し、同日、吉川武博氏が新たに監査役に選任され就任いたしました。

(注8) 取締役北里勝利氏は、令和5年3月31日辞任により退任いたしました。



(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 4名 25,606 千円

監査役 1名 5,208 千円

(注) 上記の報酬額には、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額 550 千円が含まれております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

会計監査人の報酬等の額 5,500 千円

(注) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 1 項の同意を行なっております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議した事項は次のとおりであります。

内部統制システムの基本方針

当社は、社会から信頼される企業の実現、企業価値の継続的な向上を目指すうえで、会社法第 362 条及び会社法施行規則第 100 条に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備します。

なお、整備の後は、これを適切に運用するとともに、当システムの継続的改善に努めます。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、定款及び取締役会規則等の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、又は報告を受ける。
  - (2) 取締役は、取締役会における決定事項に基づき、各々の職務執行を行い、その状況を取締役に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1) 文書規程に従い、取締役会議事録をはじめとする取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という）に記録し、適切に保存する。  
なお、これらの文書等について、取締役及び監査役が常時閲覧できるようにする。
  - (2) 財務情報等の重要な情報についても、法令に定める方法のほか情報公開規程に基づき、適切に開示できるよう努める。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 各部長は、自部門における業務遂行上のリスクの把握・評価（リスクの洗い出し）を行い、そのリスクの軽減等に取り組む。この取組みにあたっては、それぞれの担当部署が自律的に、安全衛生、環境・防災、情報管理及び廃棄物受入管理及び財務報告の信頼性等の面から、リスクチェックを行ったうえで、各々に関連する範囲で作業標準書・作業安全基準に代表される現規程の再チェックや、作業マニュアル等の作成を行い、その提案を受けた総務部が、現規程の改正及び必要な新規規程の作成・整備等、全社的な対応を行う。
  - (2) 新たなリスクが生じた場合及び重要な事項については直ちに常務会及び取締役会に報告し、必要な場合は対応責任者となる取締役を定める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 廃棄物受入事業や土地分譲事業に係る事業計画、経営戦略及び設備投資等の重要な個別執行事項については、経営会議及び常務会等の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。取締役会での決定に基づく業務執行は、代表取締役をはじめとする各取締役及び各部長等が遂行する。
  - (2) 業務分掌規程において各部門の業務内容、責任を明記し、各部門を統括管理する取締役からの指揮命令系統を明確化する。
5. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 従業員は、法令及び規程を遵守し、適正に業務を行う義務を負う。当義務を履行しない従業員については、就業規則に基づき懲戒処分する。
  - (2) 各部長は、自部門において法令及び規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令違反行為を未然に防止することなど、自律的にマネジメントを行うことに努めるとともに、法令違反のおそれがある場合には、すみやかに総務部に報告する。報告を受けた総務部は、担当取締役の指示に基づき、状況の改善や違反防止策を制定する等必要な措置を講ずる。

- (3) 重要な事項については、直ちに常務会及び取締役会に報告する。
6. 当会社及びその企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は、子会社等から定期的または必要に応じて営業状況及び財務状況等について報告を受ける。
- (2) 当社は、子会社等の経営に重大な影響を与えるリスクが発生する恐れがある場合には、子会社等と連携し迅速かつ適切に対応する。
- (3) 子会社等の事業運営に関する重要な事項については、当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社取締役会に付議する。
- (4) 子会社等の取締役等の執行機関にも当社の内部通報規程を準用し、法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図る。
7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役職務を補助する従業員については必要に応じて取締役と監査役との協議のうえ選任し、当該従業員は、合理的な範囲で監査役を補助するものとする。
- (2) 監査役の求めによる当該従業員の職務執行等については、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- (3) 当該従業員の人事異動、人事評価、懲戒処分については、取締役と監査役との協議のうえ実施するものとする。
8. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- (1) 取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときには、直ちに監査役に報告する。この際、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いを行わない。
- (2) 常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求めることとする。
- (3) 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、意見及び情報の交換を行うなど連携を図る。
- (4) 監査役職務執行上必要と認められる費用については、会社が負担する。
9. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの整備及び運用状況について、継続的にモニタリングを実施し、安全衛生委員会、環境管理委

員会にその内容を報告し、重要事項については、常務会及び取締役会に報告しております。また、モニタリングの結果判明した問題点につきましては、是正措置を講じ、継続的な改善と運用に努めております。

(本事業報告に記載の数値は、表示単位未満を切捨てて表示しております。)